

技術名称：基礎構造体に用いるメッシュ型枠工法
「メッシュ型枠パネル工法 エコウエルメッシュ」

1. 審査証明対象技術

1.1 審査証明依頼者

株式会社 クギン
 代表取締役 釘宮 祐治
 愛知県春日井市春日井町字黒鉢 9 番 14

1.2 技術の名称

基礎構造体に用いるメッシュ型枠工法「メッシュ型枠パネル工法 エコウエルメッシュ」

1.3 技術の概要

本工法は、在来型枠工法、在来メッシュ型枠工法とは異なった基礎構造体に用いるメッシュ型枠パネル工法（以下「エコウエルメッシュ」）である。エコウエルメッシュは、全てオーダーメイドでパネル形状に工場生産するため、現場での加工の必要がなく、工期短縮に貢献できる工法である。また、コンパクトで軽量なため、資材置場の削減と運搬の効率化が図れる。

1.4 適用範囲等

建築物及び工作物における、基礎構造体の施工に用いる型枠のせき板として適用する。埋戻しを行う地中梁、基礎に使用する。一般には在来型枠使用時より構造体幅を 10mm～20mm（設計・現場の意向による）増し打ちする。

2. 開発の趣旨

本工法は、森林資源保護と、型枠大工の高齢化等の社会的背景から施工性・経済性など現場第一を追求して開発されたものである。

3. 開発の目標

- (1) 型枠工事に使用するための施工要領書を整備し、施工要領書に基づいて施工することにより、所定の精度を確保する基礎構造体を構築する。
- (2) コンパクトで軽量にして、資材置場の削減と運搬の効率化を図る。
- (3) 組立てるだけで加工の必要をなくし、コンクリート打設後の解体も不要にして、工数の削減を図る。
- (4) 硬化コンクリートの強度は、在来型枠の硬化コンクリートの強度と同等とする。

4. 審査証明の方法

依頼者より提出された審査証明資料により、審査を行った。

- (1) 型枠工事に使用するための施工要領書を整備し、施工要領書に基づいて施工することにより、所定の精度を確保する基礎構造体を構築することの確認
 - ①エコウエルメッシュ施工要領書
 - ②現場での施工精度の計測結果資料
- (2) コンパクトで軽量にして、資材置場の削減と運搬の効率化を図ることの確認
 - ①エコウエルメッシュと在来型枠のせき板の容量と重量を算出した計算書
 - ②運搬効率について、搬入・搬出台数の実績の比較

- (3) 組立てるだけで加工の必要をなくし、コンクリート打設後の解体も不要にして、工数の削減を図ることの確認
 - ・エコウェルメッシュと在来型枠で施工した人数の実績の比較
- (4) 硬化コンクリートの強度は、在来型枠の硬化コンクリートの強度と同等とすることの確認
 - ・エコウェルメッシュと在来型枠による硬化コンクリートの圧縮強度試験

5. 審査証明の前提

本審査証明は、依頼者から提出された資料等には事実に反する記載がなく、依頼者の責任において適正に設計・施工・品質管理等が行われることを前提に、依頼者から提出された資料に基づいて行われたものである。

6. 審査証明の範囲

審査証明は、依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に対して、設定された確認方法により確認した範囲とする。なお、個々の工事等の実施過程及び実施結果の適切性は審査証明の範囲に含まれない。

7. 審査証明結果

本技術について、前記の開発の趣旨及び開発の目標に照らして審査された結果は、以下のとおりである。

- (1) 型枠工事に使用するための施工要領書を整備し、施工要領書に基づいて施工することにより、所定の精度を確保する基礎構造体を構築することができるものと判断される。
- (2) コンパクトで軽量にして、資材置場の削減と運搬の効率化を図ることができるものと判断される。
- (3) 組立てるだけで加工の必要をなくし、コンクリート打設後の解体も不要にして、工数の削減を図ることができるものと判断される。
- (4) 硬化コンクリートの強度は、在来型枠の硬化コンクリートの強度と同等とすることができるものと判断される。

8. 留意事項及び付言

- (1) 施工にあたり、依頼者が作成した施工マニュアルに基づくことが必要である。
- (2) 管理者、作業者が本技術の施工マニュアルについて十分な理解が得られるように配慮すること。
- (3) 本工法の施工実績に基づき、施工マニュアルの一層の充実を図り、技術の向上に努めること。

9. 審査証明経緯

- (1) 建設技術審査証明事業において、2008年7月16日付で新規に依頼された本技術について、技術審査を行い、2008年11月19日付で技術審査を完了した。
- (2) 2013年9月30日付で依頼された本技術に関する更新について技術審査を行い、2013年11月20日付で技術審査を完了した。なお、更新日は2013年11月19日として取り扱う。
- (3) 2023年7月25日付けで依頼された本技術に関する更新及び変更について技術審査を行い、2023年11月14日付けで技術審査を完了した。なお、審査証明の有効期限は、更新前の有効期限から起算して5年間（2028年11月18日まで）とする。